

## 免責

利用者の次に掲げる事項について、その原因が当センターの責めに帰さない事由である限り、利用者がこれによって損害を受けても当センターはその責任を負いません。

- 施設の利用に伴う人身事故及び物品・展示品等の盗難・破損事故等の全ての事故による損害
- 利用者が手配、提供した食品等による食中毒等の健康被害が出た場合の損害、人的保障
- 天災地変、火災、新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等の疫病の流行又はその恐れ、公共交通機関の事故等による運行停止、その他災害による損害
- 官公署の命令・指導等により、当センターの利用が不可能な事態が生じた場合の損害

「利用の制限及び承認の取消し又は停止」に定める事由による利用承認の取消し等の結果、利用者等に損害が生じる場合があっても当センターは一切の責任を負いません。